

令和7年度集団指導 ～（介護予防）訪問入浴介護～

これまでの運営指導による指摘・指導事項例

令和8年3月
富山県厚生部高齢福祉課
富山市福祉保健部指導監査課・介護保険課



◎基準条例等について

- ▶ 県条例：「富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年富山県条例第66号）
- ▶ 県予防条例：「富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年富山県条例第67号）
- ▶ 基準省令：「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日）
- ▶ 予防基準省令：「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日）
- ▶ 基準告示：「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚告第19号）
- ▶ 基準省令解釈通知：「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号）
- ▶ 留意事項通知：「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）
- ▶ 大臣基準：「厚生労働大臣が定める基準」（平成27年3月23日厚労告第95号）
- ▶ 注：富山市内の事業所については、富山市の条例が適用されますので、市条例をご確認ください。



1. 人員・運営基準 に関する事項



事例 1：従業者について

指摘事項

従業者のうち他事業（併設する指定通所介護事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）の職務にも従事している者について、訪問入浴介護の従業者として従事する勤務時間が不明瞭であるため、人員基準を満たしているか確認できない。

●ポイント

指定訪問入浴介護事業者は訪問入浴介護事業所ごとに勤務の体制を定めておかなければならない

●根拠法令

基準省令第53条の2（予防基準省令第52条の2）

指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。



事例 2：居宅サービス計画について

指摘事項

居宅サービス計画の目標期間及び援助内容に係る期間が満了しているにもかかわらず、以降の居宅サービス計画を取得していない。

● 根拠法令

基準省令第54条準用第16条（予防基準省令第49条の10） 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供
指定訪問入浴介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問入浴介護を提供しなければならない。



事例 3：介護職員 3 人で訪問する場合について

指摘事項

看護職員に代えて介護職員を充てる場合に、主治の医師の意見を確認していない。

●ポイント

主治の医師の意見を確認した根拠書類を残しておくこと

●根拠法令

解釈通知 第 3・二・3・(2)・③

居宅基準第50条第4号に定める「サービスの提供の責任者」については、入浴介護に関する知識や技術を有した者であって、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービス提供を受けられるように配慮すること。また、同号に定める「主治の医師の意見の確認」については、**利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認しておくこと。**



事例4：運営規程について

指摘事項

記載しなければならない事項が記載されていない。

●根拠法令

基準省令第53条（予防基準省令第53条）（運営規程）

指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項** ※令和6年4月1日から義務化
- (9) その他運営に関する重要事項



※ 虐待の防止のための措置に関する事項について **令和6年4月1日から義務化**

運営規程では、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容を記載する必要がある。

記載例

第〇条 事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、次の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

● **高齢者虐待防止措置未実施減算**（利用者全員について所定単位数から1%減算）

高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていない場合減算の適用となる。なお、**全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。**

事例5：重要事項説明書の不備について

指摘事項

- ・ 苦情処理の体制及び手順が記載されていない。
- ・ 運営規程との整合性がとれていない。

●ポイント

- 苦情処理については、受付窓口だけでなく、**苦情処理の体制及び手順まで記載する必要がある。**
- 訪問入浴介護従業者の勤務体制等について、運営規程と重要事項説明書で整合性がとれていない事例が見受けられるので確認すること。
- 重要事項説明書に盛り込むべき内容
 - 運営規程の概要
 - 訪問入浴介護従業者の勤務体制
 - 事故発生時の対応
 - 苦情処理の体制及び手順**



事例 6 : 認知症介護基礎研修について

指摘事項

資格を有していない職員で、当該研修を受講していない職員がいる。

●ポイント

- 介護サービス事業者は、**介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置**を講じることが義務付けられている。
- 当該義務付けの対象とならない者は、以下のとおり。
看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

●根拠法令

基準省令第53条の2（予防基準省令第53条の2）、解釈通知 第3・二・3・(6)・③

指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

事例7：委員会・研修・指針等について

指摘事項

- ・義務づけられている研修、委員会等が実施されていない

	委員会	研修	訓練	指針等
虐待の防止	○ 定期的に開催	○ 定期的（年1回以上）に実施		○ 指針の整備
業務継続計画（BCP）		○ 定期的（年1回以上）に実施	○ 定期的（年1回以上）に実施	○ BCP（災害・感染症）の策定
感染症の予防等	○ おおむね6月に1回以上開催	○ 定期的（年1回以上）に実施	○ 定期的（年1回以上）に実施	○ 指針の整備

●ポイント 研修や訓練等を実施した場合は、記録に残しておくこと

※業務継続計画未策定減算（利用者全員について所定単位数から1%減算）

- ・業務継続計画（災害・感染症両方）を策定していない場合、**減算となることに留意すること。**



II. 介護報酬に関する事項



事例 8 : サービス提供体制強化加算について①

指摘事項

従業者ごとに、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画を策定していない。

●ポイント

加算の算定要件を満たしていることが分かる書類を適切に保管すること

●根拠法令（一部抜粋）

留意事項通知 第2・3・(9)

① 研修について

訪問入浴介護従業者ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問入浴介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。



事例 9：サービス提供体制強化加算について②

指摘事項

留意事項の伝達又は技術指導を目的とした**会議について記録が残っていない。**

●ポイント

加算の算定要件を満たしていることが分かる書類を適切に保管すること
訪問入浴介護従業者すべてが参加する必要があるため、
万が一欠席者がいる場合は、後日同様の内容で実施し、議事録等に記録すること。

●根拠法令（一部抜粋）

留意事項通知 第2・3・(9)

② 会議の開催について

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる**訪問入浴介護従業者のすべてが参加するものでなければならない**。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。**会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない**。なお、「定期的」とは、おおむね**1月に1回以上**開催されている必要がある。

※ 受講確認の入力をお願いします ※

回答期限：令和8年6月30日（火）

富山県所管・富山市所管で入力フォームが異なります

富山県所管の事業所

- ▶ 受講した**事業所名**と**所在市町村**を入力してご回答ください。
- ▶ 複数の事業所から代表の方が受講した場合も、以下に全ての事業所についてそれぞれご入力ください。

回答▶

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=kP699wv5>

富山市所管の事業所

- ▶ 法人単位ではなく、**事業所ごと**の回答をお願いします。

回答▶

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/1mv9pUQo>

